

平成 27 年度 地域商店魅力向上支援事業補助金
3 次募集 募集要項

佐渡市産業振興課

1 事業目的

市内の空き店舗を活用して新規に開業する人、商店を営んでいる人に対して店舗の改修等を支援し、魅力ある商店づくりを支援し地域商店・商店街の活性化を図る。

2 事業概要

補助事業の対象者等は下記のとおりです。

項目	新規開業枠	商店リフォーム枠
補助対象者	空き店舗を活用し、新規開業を目指す人 ※ 市税等の滞納がない人	商店を営んでおり、今後も継続して営業する意思のある人 ※ 市税等の滞納がない人
対象業種	卸売業、小売業、専門・技術サービス業（写真業、広告業など）、飲食サービス業、生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、エステティック業など）、医療業（療術業、診療所など） ※ ただし、以下の場合には対象外となります。 ① 売場面積の合計が 1,000 m ² を超える店舗 ② 佐渡市外に本店があるチェーン店・フランチャイズ店 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業は、補助対象外とする。	
補助項目	改装費及び賃借料	改装費
補助率	1 / 2 以内	1 / 3 以内
補助上限額	改装費 50 万円 賃借料 5 万円/月 ※ 特例として、おもてなしトイレを整備する場合、別枠で 50 万円（看板等で利用できる旨の表示をしていただきます。）	50 万円
採択件数	予算の範囲内	

※ 過去 5 年以内に空き店舗対策事業等の補助金の交付を受けた方は対象となりません。

※ 平成 28 年 3 月末までに完了（経費の支払いを含む）する事業が対象となります。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は下記のとおりです。 ※ 商店の魅力向上につながるものが対象となります。

項目	内容	新規	リフォーム
改装費	内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気・ガス工事、サイン工事、空調施設等の附帯設備設置 【例】 壁紙・床の張り替え、外壁の塗り替え、トイレの洋式化、店舗内照明の LED 化、コミュニティスペース（お休み処）の設置、店舗内のバリアフリー化（段差解消・自動ドアの設置） ※ 新規開業枠のみ 店舗で専ら使用する備品（1 品あたり税抜 3 万円以上のもの） 【例】 商品陳列棚（ショーケース）、業務用冷蔵庫・冷凍庫、椅子・テーブル、事務用品（パソコン、コピー機、FAX など）、冷暖房器具（埋め込み式は除く）その他個店で必要と認められる備品 など ※ 車両等は対象外となります。	○	○
賃借料	店舗の賃借に係る経費（礼金、敷金及び共益費等は除く）	○	—

※ 補助金交付決定前に発生した経費については対象外とします。

4 交付条件

補助決定にあたり、下記項目のとおり条件があります。

条件	新規	リフォーム
① 改装工事の発注や備品の購入先は市内の事業者とすること	○	○
② 店舗のある区域の商店会等へ加入し、組合活動に参加・協力すること	○	○
③ 商工会等において経営相談を受け、経営の安定に努めること	○	○
④ 継続して事業を続けること。（おおむね 3 年以上）	○	○

※ 特例事項（おもてなしトイレの整備）については、上記項目に加え、下記項目を満たす必要があります。

- ① 来客者用のトイレについては、洋式トイレ（洗浄タイプ）とすること。
- ② 手すりを設置すること。
- ③ トイレを自由に使える旨の表示看板（右図）を店舗の入口（来客者から見やすい場所）に設置すること。
表示看板の大きさは、横 250mm×縦 350mm 以上とします。

おもてなしトイレ看板

“おもてなし” トイレ
Restroom



当店のトイレは、どなたでもご自由にご利用いただけます。お気軽にお申し付けください。
Please feel free to use the Restroom inside.

〇〇〇商店

5 応募方法

- **募集期間** 締切は、平成 28 年 2 月 29 日ですが、予算が無くなり次第終了となります。

※ 採択にあたっては、事業計画書の内容について審査し、決定する予定です。（受付順）

- 提出書類（提出部数 1 部）

提出書類名	新規開業枠（賃借）	新規開業枠（改装）	商店リフォーム枠
佐渡市産業振興事業補助金交付申請書（様式第 1 号）	○	○	○
地域商店魅力向上支援事業 事業計画書（別紙 1）	○	○	○
事業に係る収支予算書（別紙 2）	○	○	○
店舗の位置図	○	○	○
店舗の外観写真	○	○	○
店舗を改装する場所の現況写真	—	○	○
改装工事に係る設計図（改装内容がわかるもの）	—	○	○
改装工事または購入備品に係る見積書（2 事業者以上）	—	○	○
購入備品がわかる書類（パンフレットなど）	—	備品購入の場合	—
賃貸借契約書の写し	賃借の場合	—	—
申請者に係る市税等の納税証明書	○	○	○

※ 新規開業枠については、賃借分・改装分を別々に作成してください。

※ 上記以外にも補助の交付にあたり必要な資料の提出を求める場合があります。

6 事業着手から実績報告まで

【事業の着手】

補助事業者は、補助金交付の決定後に事業の着手を行ってください。

※ 補助金交付前に着手した場合は、対象外となります。

【経費の変更】

補助事業者は、補助金交付申請書の内容変更（増額または 20%以上の減額）または事業の中止・廃止の必要が生じた場合は、事前に承認を受けなければなりません。

承認にあたっては、手続きが必要となりますので産業振興課商工振興係まで連絡ください。

【実績報告】

補助事業者は、事業を完了した場合、事業終了後 30 日以内または平成 28 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

実績報告書の提出にあたっては、必要書類（下記のとおり）を添付してください。

- 提出書類（提出部数 1 部）

提出書類名	新規開業枠（賃借）	新規開業枠（改装）	商店リフォーム枠
佐渡市産業振興事業補助金実績報告書（様式第 5 号）	○	○	○
事業に係る収支決算書	○	○	○
改装工事の状況がわかる写真等（着手前・着手後の対比ができるもの）	—	○	○
購入備品の状況がわかる写真等（購入備品設置後のもの）	—	備品購入の場合	—
購入備品の納品を証明する書類の写し（納品書等）	—	備品購入の場合	—
改装及び購入備品等に要した経費がわかる書類（領収書等）	○	○	○

7 補助金手続きの流れ

※ 下線部は、補助事業者が行う内容です。

随時受付	<u>補助金交付申請書提出</u>
申請書受付後	内容審査・補助金交付決定
交付決定後	<u>事業実施（補助金交付決定後に事業着手すること）</u>
事業終了後	<u>補助金実績報告書の提出（事業終了後 30 日以内または平成 28 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで）</u>
実績報告提出後	実績報告書の内容確認 補助金交付額の確定 <u>補助金交付請求書の提出</u> 補助金の交付

8 問い合わせ先

佐渡市役所 産業振興課 商工振興係（第 2 庁舎内）

TEL：63-3791 FAX：63-2750